

【計算方法（参考）】※所得計算方法の参考です。所得制限以外にも居住や養育状況等により受給できない場合があります。

所得額（令和2年中の所得額）	-	適用されている控除額	-	8万円	=	所得制限限度額と比較する所得額
以下の該当する所得の合計額		以下の該当する控除額の合計額		児童手当法施行令に定める 控除額		
<ul style="list-style-type: none">・総所得金額（※1）・退職所得金額（総合課税）・山林所得額・土地等に係る事業所得等の金額・長期譲渡所得の金額（分離課税）・短期譲渡所得の金額（分離課税）・先物取引に係る雑所得等の金額・条約適用利子等の額・条約適用配当等の額		<ul style="list-style-type: none">・雑損控除額・雑損控除額医療費控除額・小規模共済等掛金控除額・障碍者控除（27万円）特別障害者 控除（40万円）・ひとり親控除（35万円）・寡婦控除（27万円）・勤労学生控除（27万円）				<p>※1 総所得金額 給与所得（※2）、事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、一時所得、雑所得、長期・短期譲渡所得（分離課税の土地・建物等以外の譲渡所得）の合計額です。</p> <p>なお、所金額の計算にあたり、給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する場合は、当該給与所得控除後の金額及び公的年金等控除後の金額から10万円を控除した金額を用います。</p> <p>※2 給与所得とは、給与支払額ではありません。源泉徴収票では、「給与所得控除後の金額」欄の金額となりますのでご注意ください。</p>